

平成 30 年 3 月 28 日
地震火山部

口永良部島の噴火警戒レベルの一部改定について

口永良部島を対象とした噴火警戒レベルの一部を改定し、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。
また、併せて、口永良部島の噴火警戒レベル判定基準を公表します。

口永良部島では、平成 27 年に発生した噴火において、新岳火口から西側の範囲で火砕流の影響がみられたことを踏まえて、平成 30 年 1 月 29 日に開催された口永良部島火山防災協議会において、口永良部島の噴火警戒レベルの改定に関する協議が行われました。その結果、別紙のとおり、噴火警戒レベル 2 ~ 3 に応じた「警戒が必要な範囲」を変更することとなりました。一部改定した噴火警戒レベルは、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 3）や警戒が必要な範囲（火口から概ね 2 km の範囲及び向江浜地区から新岳の南西にかけての火口から海岸までの範囲）に変更はありません。

また、口永良部島の噴火警戒レベルの判定基準について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表します。今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

平成 27 年に発生した噴火を踏まえ、現在、火口から概ね 2 km の範囲に加えて、向江浜地区から新岳の南西にかけての火口から海岸までの範囲で火砕流に警戒を呼びかけています。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 菅野

電話 03-3212-8341（内線 4528） FAX 03-3212-3648

口永良部島の噴火警戒レベル2～3に応じた「警戒が必要な範囲」の変更について

平成30年1月29日に口永良部島火山防災協議会において、噴火警戒レベルの改定が行われました。

口永良部島では、平成27年に発生した噴火において、新岳火口から西側の範囲で火砕流の影響がみられたことを踏まえて、噴火警戒レベル2～3に応じた「警戒が必要な範囲」を変更し、一部改定した噴火警戒レベルは、平成30年3月29日14時より運用を開始します。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更点は、下表の下線のとおりです。

(旧)

レベル	噴火警戒レベルの運用開始日における各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (平成19年12月1日時点)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	火口から概ね2km
レベル2	火口から概ね1km
レベル1	火口内



(現在、気象庁ホームページに掲載しているリーフレットの一部)

(新)

レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の一部改定 (平成30年3月29日14時以降)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	火口から概ね2km <u>(向江浜地区から新岳火口南西側は海岸線までの範囲)</u>
レベル2	火口から概ね1km <u>(新岳火口西側から南側は概ね2kmの範囲)</u>
レベル1	火口内

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベル(レベル3)や警戒が必要な範囲に変更はありません。



(平成30年3月29日から気象庁ホームページに掲載するリーフレットのの一部)